

## 業務仕様書

### 1 業務名

海外メディアを活用した金融系外国企業等誘致に資する情報発信業務

### 2 業務目的

北海道が持つ国内随一の再生可能エネルギーのポテンシャルを最大限に活用し、アジア・世界の「金融センター」を実現するため、産学官金の21機関で構成されるコンソーシアム「Team Sapporo-Hokkaido」が設立され、令和6年6月に北海道・札幌市が「GX金融・資産運用特区」に指定された。

札幌市は、全道域のGX産業の振興と、国内のみならず海外の金融機関・資産運用会社及びFintech企業をはじめとする金融系企業（以下「金融系外国企業等」という。）誘致等による金融機能の札幌への集積により、GX産業と金融によるエコシステムの形成強化と、地域経済の活性化を目指している。

本業務は、札幌が有する都市機能や人材供給力等のビジネス拠点としての強み、自然や食等の生活環境の魅力、また、北海道が有するGXのポテンシャル等について、海外向けに発信を行う各種メディア（以下「海外メディア」という。）を活用した戦略的な情報発信を行うことで、金融系外国企業等からの札幌への関心を惹くとともに、国際金融都市を目指す札幌の認知度向上を図り、ひいては、金融機能の集積に向けた様々な企業の札幌への拠点立地を促すことを目的とする。

### 3 委託期間

契約日から令和9年3月31日（水）

### 4 業務内容

#### (1) 視察ツアーに係る記事の掲載

以下のとおり、委託者が実施する視察ツアーへ海外メディアを招へいし、それぞれの視察ツアーに関する記事を自社の媒体に掲載させること。なお、掲載する記事は本業務の目的が伝わる構成とし、委託者と協議の上で作成すること。

#### ア 視察ツアー実施予定時期

(ア) 令和8年10～12月（視察は2日間を想定）：北海道が有するGXのポテンシャル等を視察するツアー

※ツアー中の説明等での使用言語は日本語を予定

(イ) 令和9年1～3月（視察は2日間を想定）：札幌が有する都市機能や人材供給力等のビジネス拠点としての強みをはじめ、自然や文化、食等の魅力を視察するツアー

※ツアー中の説明等での使用言語は日本語及び英語を予定

#### イ 参加メディアの要件

国際的な金融業界関係者への訴求力が強く、かつ自社媒体への掲載のみならず、他社媒体への転載やSNS等による二次拡散効果が大きい海外メディアで、タイアップ広告枠等の活用により記事の掲載を確約できる者を1社以上参加させること。

※海外メディアの日本拠点からの参加も可とする。

※参加メディアは各ツアー実施後、概ね1か月以内を目途に記事を制作し、遅滞なく記事掲載することとし、受託者はその進捗管理を行うこと。

※参加メディアによる取材に関して視察先との調整が必要な場合は受託者において行うこととするが、事前に委託者と協議すること。

#### ウ 各種手配及び費用負担

受託者は以下の手配のほか必要な手続きを行い、費用負担をすること。

(ア) ツアー用移動車（参加メディア及び事務局等が一台で移動できるような借り上げバス等）

(イ) 参加メディアの航空券及び空港から集合場所間の交通関係

(ウ) 宿泊施設

(エ) 食事

(オ) 参加メディアへの通訳（必要な場合）

#### (2) 海外向けプレスリリースの実施等

委託者と協議の上、それぞれの視察ツアーについて、国際的な金融業界関係者に札幌の魅力等が伝わるような内容の記事を受託者においても作成し、転載やSNS等による二次拡散効果が大きい方法でプレスリリース等を行うことにより広く発信するとともに、当該記事を委託者に提出すること。

また、委託者においても、関係するウェブサイト等に当該記事を掲載することができるものとする。

なお、本業務の目的が伝わる構成とし、委託者と協議の上で作成すること。

#### (3) 事後プロモート活動

本ツアーに参加していない海外メディアに対して素材提供等を行うことで、記事掲載に繋がるよう効果的な取組を行うこと（記事掲載2社以上を目標とする。）。なお、提供する素材は本業務の目的が伝わる構成とし、委託者と協議の上で作成すること。

#### (4) 効果検証・分析の実施

(1)及び(2)に係る掲載記事について、効果検証・分析の結果をまとめること。

### 5 報告書・成果品の提出

以下のとおり提出すること。

#### (1) 写真データ

本ツアーの様態を撮影した写真データを提出すること。なお、写真データは委託者の求めに応じて、速やかに提供すること。

#### (2) 業務完了報告書

### 6 環境への配慮について

本業務においては、委託者が運用する環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

(1) 電気、水道、油、ガス等の使用に当たっては、極力節約に努めること。

(2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。

(3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らし、紙の使用量を減らすように努めること。

(4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、ア

イドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。

- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

## 7 個人情報の保護

受託者は、この契約による業務を処理するに当たって個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。

## 8 その他

- (1) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、委託者と協議のうえ決定すること。
- (2) 業務の進行に当たっては、あらかじめ本市の業務担当者と綿密な打ち合わせをし、必要な企画、提案及び助言等を行うこと。  
また、委託者の意向を適宜反映した業務とするため、委託者と定期的に打合せを行うこと。
- (3) 本仕様書に定める事項のほか、札幌市契約規則及び関係法令を遵守すること。
- (4) 受託者は、本市が成果物等を広報及び広報活動等に利用する場合には、自由に使用できるよう、著作権法（昭和45年法律第48号）第18条から第20条に規定する著作権者の権利を行使しないこととする。
- (5) 受託者は、成果物等が著作物に該当する場合において、本市が当該著作物の利用目的実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。
- (6) 受託者は、成果物等が著作権法第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引き渡し時に本市に無償で譲渡する。
- (7) 受託者は、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害する者でないことを本市に対して保証すること。
- (8) 成果品や資料等の公開に伴い、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。

## 9 委託者担当部局

〒060-0001 札幌市中央区北1条西3丁目 ばらと北1条ビル8階  
札幌市経済観光局経済戦略推進部GX推進室  
国際金融誘致担当課 青山・大橋  
電話：011-211-2423 E-mail：[gx.promotion@city.sapporo.jp](mailto:gx.promotion@city.sapporo.jp)

## 別記

### 個人情報の取扱いに関する特記事項

#### (個人情報の保護に関する法令等の遵守)

第1条 受託者は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」(以下「事務対応ガイド」という。)、**「札幌市情報セキュリティポリシー」**等に基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

#### (管理体制の整備)

第2条 受託者は、個人情報(個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報という。以下同じ。)の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

#### (管理責任者及び従業者)

- 第3条 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を定め、書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)により委託者に報告しなければならない。
- 2 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を変更する場合の手続を定めなければならない。
  - 3 受託者は、保護管理者を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
  - 4 受託者は、従業者を変更する場合は、事前に書面により委託者に報告しなければならない。
  - 5 保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなければならない。
  - 6 従業者は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

#### (取扱区域の特定)

- 第4条 受託者は、個人情報を実際に取り扱って事務を実施する区域(以下「取扱区域」という。)を定め、業務の着手前に書面により委託者に報告しなければならない。
- 2 受託者は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
  - 3 受託者は、委託者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

#### (教育の実施)

第5条 受託者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における従業者が遵守すべき事項その他本委託等業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、従業者全員に対して実施しなければならない。

- 2 受託者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

(守秘義務)

- 第6条 受託者は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。
- 2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。
  - 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。
  - 4 受託者は、本委託等業務に関わる保護管理者及び従業者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

(再委託)

- 第7条 受託者は、やむを得ない理由がある場合を除き、本委託等業務の一部を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。
- 2 受託者が再委託する場合には、あらかじめ委託者に申請し、委託者から書面により承諾を得なければならない。
  - 3 受託者は、本委託等業務のうち、個人情報を取り扱う業務の再委託を申請する場合には、委託者に対して次の事項を明確に記載した書面を提出しなければならない。
    - (1) 再委託先の名称
    - (2) 再委託する理由
    - (3) 再委託して処理する内容
    - (4) 再委託先において取り扱う情報
    - (5) 再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策
    - (6) 再委託先に対する管理及び監督の方法
  - 4 受託者は、前項の申請に係る書面を委託者に対して提出する場合には、再委託先が委託者指定様式（本契約締結前に受託者が必要事項を記載して委託者に提出した様式をいう。）に必要事項を記載した書類を添付するものとする。
  - 5 委託者が第2項の規定による申請に承諾した場合には、受託者は、再委託先に対して本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者に対して再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
  - 6 委託者が第2項から第4項までの規定により、受託者に対して個人情報を取り扱う業務の再委託を承諾した場合には、受託者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手續及び方法について具体的に規定しなければならない。
  - 7 前項に規定する場合において、受託者は、再委託先の履行状況を管理・監督するとともに、委託者の求めに応じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

(複写、複製の禁止)

第8条 受託者は、本委託等業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報記録された資料等を、委託者の許諾を得ることなく複写し、又は複製してはならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第9条 受託者は、本委託等業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受託者は、委託者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第10条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を保持している間は、事務対応ガイドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する従業者を明確化し、取扱規程等を策定すること。
- (2) 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 従業者の監督・教育を行うこと。
- (4) 取扱区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第11条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報について、本委託等業務以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第12条 受託者は、委託者と受託者との間の個人情報の受渡しを行う場合には、委託者が指定した手段、日時及び場所で行うものとする。この場合において、委託者は、受託者に対して個人情報の預り証の提出を求め、又は委託者が指定する方法による受渡し確認を行うものとする。

(個人情報の返還、消去又は廃棄)

第13条 受託者は、本委託等業務の終了時に、本委託等業務において利用する個人情報について、委託者の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。

2 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の

方法及び処理予定日を書面により委託者に申請し、その承諾を得なければならない。

- 3 受託者は、個人情報の消去又は廃棄に際し委託者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 受託者は、前3項の規定により個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 5 受託者は、個人情報を消去し、又は廃棄した場合には、委託者に対してその日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録した書面で報告しなければならない。

#### (定期報告及び緊急時報告)

第14条 受託者は、委託者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

#### (監査及び調査)

第15条 委託者は、本委託等業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受託者及び再委託者に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。

- 2 委託者は、前項の目的を達するため、受託者に対して必要な情報を求め、又は本委託等業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

#### (事故時の対応)

第16条 受託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故（個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 委託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

#### (契約解除)

第17条 委託者は、受託者が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に関連する委託等業務の全部又は一部を解除することができる。

- 2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第18条 受託者の責めに帰すべき事由により、特記事項に定める義務を履行しないことによって委託者に対する損害を発生させた場合は、受託者は、委託者に対して、その損害を賠償しなければならない。